



# 熊本県公報

号外 第22号  
令和8年(2026年)  
3月30日(月)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 告 示  
○ 令和8年度(2026年度)予算の要領…………… (財政課) 1

## 告 示

### 熊本県告示第276号の2

令和8年度(2026年度)熊本県の一般会計の予算及び特別会計の予算が令和8年2月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和8年(2026年)3月30日

熊本県知事 木 村 敬

#### 令和8年度熊本県一般会計予算

令和8年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ935,335,562千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県 税		177,985,266
	1 県 民 税	55,986,434
	2 事 業 税	49,069,455
	3 地 方 消 費 税	36,079,831
	4 不 動 産 取 得 税	4,897,714
	5 県 た ば こ 税	2,207,659
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	626,856
	7 軽 油 引 取 税	7,234,080
	8 自 動 車 税	21,739,487
	9 鉦 区 税	10,911
	10 狩 猟 税	15,632
	11 産 業 廃 棄 物 税	117,207
2 地方消費税清算金		103,328,234
	1 地方消費税清算金	103,328,234

款	項	金 額
3 地方譲与税		千円 <b>38,124,292</b>
	1 特別法人事業譲与税	35,799,200
	2 地方揮発油譲与税	1,827,151
	3 石油ガス譲与税	57,300
	4 自動車重量譲与税	256,402
	5 森林環境譲与税	167,860
	6 航空機燃料譲与税	16,379
4 地方特例交付金		<b>7,628,112</b>
	1 地方特例交付金	7,628,112
5 地方交付税		<b>243,332,156</b>
	1 地方交付税	243,332,156
6 交通安全対策特別交付金		<b>224,963</b>
	1 交通安全対策特別交付金	224,963
7 分担金及び負担金		<b>4,897,876</b>
	1 分 担 金	493,586

款	項	金 額
		千円
	2 負 担 金	4,404,290
8 使用料及び手数料		<b>8,929,899</b>
	1 使 用 料	6,330,034
	2 手 数 料	2,599,865
9 国庫支出金		<b>136,069,942</b>
	1 国庫負担金	50,511,261
	2 国庫補助金	83,856,379
	3 国庫委託金	1,702,302
10 財 産 収 入		<b>2,940,957</b>
	1 財 産 運 用 収 入	1,410,993
	2 財 産 売 払 収 入	1,529,964
11 寄 附 金		<b>557,096</b>
	1 寄 附 金	557,096
12 繰 入 金		<b>62,436,003</b>
	1 特別会計繰入金	226,316

款	項	金 額
		千円
	2 基金繰入金	62,209,687
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		59,965,765
	1 延滞金、加算金及び過料等	145,792
	2 県預金利子	242,500
	3 貸付金元利収入	48,770,013
	4 受託事業収入	1,450,679
	5 収益事業収入	2,468,505
	6 雑収入	6,888,276
15 県債		88,915,000
	1 県債	88,915,000
歳入合計		935,335,562

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,403,831
	1 議 会 費	1,403,831
2 総 務 費		65,268,383
	1 総 務 管 理 費	35,079,378
	2 企 画 費	13,119,919
	3 徴 税 費	8,439,728
	4 市 町 村 振 興 費	3,192,854
	5 選 挙 費	271,822
	6 防 災 費	4,276,993
	7 統 計 調 査 費	484,934
	8 人 事 委 員 会 費	207,265
	9 監 査 委 員 費	195,490
3 民 生 費		109,595,035
	1 社 会 福 祉 費	58,989,214

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	44,409,212
	3 生 活 保 護 費	4,991,404
	4 災 害 救 助 費	1,205,205
4 衛 生 費		61,082,112
	1 公 衆 衛 生 費	46,585,690
	2 環 境 衛 生 費	11,343,970
	3 保 健 所 費	1,738,806
	4 医 薬 費	1,413,646
5 勞 働 費		3,457,964
	1 勞 政 費	228,906
	2 職 業 訓 練 費	2,891,419
	3 失 業 対 策 費	212,116
	4 勞 働 委 員 会 費	125,523
6 農 林 水 産 業 費		63,533,122
	1 農 業 費	15,945,939

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	3,332,533
	3 農 地 費	23,644,899
	4 林 業 費	15,073,067
	5 水 産 業 費	5,536,684
7 商 工 費		64,475,449
	1 商 業 費	51,102,263
	2 工 鋳 業 費	11,361,877
	3 観 光 費	2,011,309
8 土 木 費		89,579,804
	1 土 木 管 理 費	3,077,602
	2 道 路 橋 り ょ う 費	42,723,130
	3 河 川 海 岸 費	27,720,975
	4 港 湾 費	7,283,481
	5 都 市 計 画 費	6,564,254
	6 住 宅 費	2,210,362

款	項	金 額
9 警 察 費		千円 46,297,420
	1 警 察 管 理 費	40,777,737
	2 警 察 活 動 費	5,519,683
10 教 育 費		166,036,141
	1 教 育 総 務 費	42,487,460
	2 小 学 校 費	37,529,116
	3 中 学 校 費	22,882,762
	4 高 等 学 校 費	36,115,481
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,252,605
	6 大 学 費	1,868,165
	7 社 会 教 育 費	2,424,965
	8 保 健 体 育 費	7,475,587
11 災 害 復 旧 費		37,099,645
	1 総 務 災 害 復 旧 費	83,334
	2 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	19,396,946

款	項	金 額
		千円
	3 商工災害復旧費	157,546
	4 土木災害復旧費	17,131,657
	5 警察災害復旧費	14,112
	6 教育災害復旧費	316,050
12 公 債 費		114,797,531
	1 公 債 費	114,797,531
13 諸 支 出 金		112,309,125
	1 繰 出 金	14,839,754
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	438,800
	3 利子割交付金	848,326
	4 地 方 消 費 税 金 清 算 金	35,479,782
	5 地 方 消 費 税 金 交 付 金	51,918,818
	6 配当割交付金	1,224,304
	7 株式等譲渡所得割 交 付 金	1,716,234
	8 軽油引取税金 交 付 金	1,922,982

款	項	金 額
		千円
	9 所得割交付金	210,611
	10 環境性能割金 交 付 金	79,860
	11 法人事業税金 交 付 金	3,629,654
14 予 備 費		400,000
	1 予 備 費	400,000
歳 出 合 計		935,335,562

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 県庁舎昇降機設備改修事業 熊 本 市	令和9年度	千円 608,190
2 県庁舎受変電設備改修事業 熊 本 市	令和9年度 ～令和10年度	1,416,028
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	566,411 849,617
3 県立劇場施設整備事業 熊 本 市	令和9年度	3,837,644
4 県立劇場施設賃借	令和9年度	17,100
5 東京事務所職員宿舍等賃借	令和9年度	1,080
6 防災消防ヘリコプター配備関係業務	令和9年度	36,536
7 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和8年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和8年度 ～令和11年度	4,500
8 清水が丘学園整備事業 熊 本 市	令和9年度	3,737
9 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	令和9年度 ～令和13年度	57,435
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度	11,487 11,487 11,487 11,487 11,487
10 職業能力開発拠点整備事業 熊 本 市	令和9年度	73,029
11 障がい者訓練委託業務	令和9年度	4,471

事 項	期 間	限 度 額															
12 離職者訓練等委託業務	令和9年度	千円 188,155															
13 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に2億5,000万円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	令和8年度 ～令和18年度	250,000															
14 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に11億5,000万円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和8年度 ～令和18年度	1,150,000															
15 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億2,287万5千円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和8年度 ～令和18年度	122,875															
16 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和8年度において総額50億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和9年度 ～令和29年度	567,287															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">個 人</td> <td style="text-align: center;">農 協</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">15年 以内</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">銀 行</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">共 同</td> <td style="text-align: center;">農 協</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">20年 以内</td> <td style="text-align: center;">年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">銀 行</td> <td style="text-align: center;">年0.80%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		期 間	利子補給率	個 人	農 協	15年 以内	年1.30%以内	銀 行	共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内	銀 行	年0.80%以内	年次別内訳 令和9年度 56,865 令和10年度 61,000 令和11年度 61,000 令和12年度 58,905 令和13年度 54,129 令和14年度 49,202 令和15年度 44,276 令和16年度 39,350 令和17年度 34,423 令和18年度 29,496 令和19年度 24,569 令和20年度 19,643 令和21年度 14,717 令和22年度 9,790 令和23年度 4,864 令和24年度 1,872 令和25年度 1,358 令和26年度 982 令和27年度 605 令和28年度 229 令和29年度 12
区 分		期 間	利子補給率														
個 人	農 協	15年 以内	年1.30%以内														
	銀 行																
共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内														
	銀 行		年0.80%以内														

事 項	期 間	限 度 額				
17 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、令和8年度において総額2億5,000万円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和9年度 ～令和24年度	千円 25,692				
	年次別内訳 令和9年度 3,072 令和10年度 3,250 令和11年度 3,250 令和12年度 3,061 令和13年度 2,722 令和14年度 2,373 令和15年度 2,025 令和16年度 1,677 令和17年度 1,328 令和18年度 980 令和19年度 720 令和20年度 551 令和21年度 389 令和22年度 227 令和23年度 64 令和24年度 3					
<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.30%以内		
期 間	利子補給率					
15年以内	年1.30%以内					
18 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会(以下「協会」という。)が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和8年度 ～令和9年度	737,738				
19 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会(以下「協会」という。)が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和8年度 ～令和9年度	1,181				
20 農業大学校改修事業 合 志 市	令和9年度	175,787				
21 元三・木部地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和9年度	800,000				
22 神崎・富新地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和9年度	228,000				
23 第五玉名地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和9年度 ～令和13年度	4,160,000				
	年次別内訳 令和9年度 600,000 令和10年度 1,740,000 令和11年度 1,120,000 令和12年度 450,000 令和13年度 250,000					

事 項	期 間	限 度 額
24 長保地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和9年度 ～令和10年度	千円 1,718,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	570,000 1,148,000
25 明丑地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和9年度	228,000
26 菊池平野地区農業生産基盤整備事業 菊 池 市	令和9年度	170,000
27 宇土南部2期地区農業生産基盤整備事業 宇 土 市	令和9年度	140,000
28 教良木地区農業生産基盤整備事業 上天草市・天草市	令和9年度 ～令和11年度	1,500,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度	750,000 750,000
29 里浦地区農業生産基盤整備事業 宇 城 市	令和9年度	410,000
30 若洲地区農業生産基盤整備事業 宇城市・氷川町	令和9年度 ～令和11年度	1,980,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度	225,000 1,215,000 540,000
31 矢護川地区農業生産基盤整備事業 大 津 町	令和9年度	455,000
32 高原地区農業生産基盤整備事業 相 良 村	令和9年度	112,000
33 藤井・日置地区中山間地域総合整備事業 山 鹿 市	令和9年度	240,000
34 鍋倉地区中山間地域総合整備事業 菊 池 市	令和9年度	180,000

事 項	期 間	限 度 額
35 第二上益城中央地区中山間地域総合整備事業 甲 佐 町	令和9年度 ～令和10年度	千円 340,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	210,000 130,000
36 御岳地区中山間地域総合整備事業 山 都 町	令和9年度	120,000
37 芦北東部地区中山間地域総合整備事業 芦 北 町	令和9年度	210,000
38 国見地区中山間地域総合整備事業 芦 北 町	令和9年度	90,000
39 岩野地区中山間地域総合整備事業 水 上 村	令和9年度	310,000
40 上杉地区農村地域防災減災事業 熊 本 市	令和9年度 ～令和10年度	780,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	200,000 580,000
41 松原地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和9年度 ～令和10年度	300,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	100,000 200,000
42 宇城海岸第二地区農村地域防災減災事業 宇土市・宇城市	令和9年度	50,000
43 砂川地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和9年度 ～令和10年度	450,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	375,000 75,000
44 天草海岸地区農村地域防災減災事業 天 草 市	令和9年度	860,000
45 芦北第一地区農村地域防災減災事業 芦 北 町	令和9年度 ～令和10年度	830,100
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	270,700 559,400

事 項	期 間	限 度 額													
46 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、令和8年度において総額8億円の範囲 内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利 子補給	令和9年度 ～令和28年度	千円 51,850													
	年次別内訳 令和9年度 4,800 令和10年度 4,800 令和11年度 4,800 令和12年度 4,640 令和13年度 4,321 令和14年度 4,001 令和15年度 3,682 令和16年度 3,363 令和17年度 3,044 令和18年度 2,725 令和19年度 2,406 令和20年度 2,087 令和21年度 1,768 令和22年度 1,448 令和23年度 1,129 令和24年度 873 令和25年度 679 令和26年度 896 令和27年度 291 令和28年度 97														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 施設等 資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td> <td>5年 以内</td> </tr> <tr> <td>共同 利用 施設等 資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td> <td>20年 以内</td> <td>年0.60% 以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利 子 補 給 率	個人 施設等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内	共同 利用 施設等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.60% 以内		
区 分	期 間	利 子 補 給 率													
個人 施設等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内												
	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内													
共同 利用 施設等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.60% 以内												
47 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁 業者に対し、令和8年度において総額5,000万円 の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対 する利子補給	令和9年度 ～令和18年度	4,229													
	年次別内訳 令和9年度 651 令和10年度 651 令和11年度 651 令和12年度 604 令和13年度 511 令和14年度 418 令和15年度 325 令和16年度 232 令和17年度 139 令和18年度 47														
48 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額216 億5,000万円の範囲内で融資した資金について熊 本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合 の損失補償	令和8年度 ～令和21年度	275,240													

事 項	期 間	限 度 額																									
49 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和9年度 ～令和18年度	千円 12,004																									
	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr><td>年次別内訳</td><td></td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td style="text-align: right;">2,000</td></tr> <tr><td>令和10年度</td><td style="text-align: right;">2,000</td></tr> <tr><td>令和11年度</td><td style="text-align: right;">1,778</td></tr> <tr><td>令和12年度</td><td style="text-align: right;">1,556</td></tr> <tr><td>令和13年度</td><td style="text-align: right;">1,334</td></tr> <tr><td>令和14年度</td><td style="text-align: right;">1,112</td></tr> <tr><td>令和15年度</td><td style="text-align: right;">889</td></tr> <tr><td>令和16年度</td><td style="text-align: right;">667</td></tr> <tr><td>令和17年度</td><td style="text-align: right;">445</td></tr> <tr><td>令和18年度</td><td style="text-align: right;">223</td></tr> </tbody> </table>	年次別内訳		令和9年度	2,000	令和10年度	2,000	令和11年度	1,778	令和12年度	1,556	令和13年度	1,334	令和14年度	1,112	令和15年度	889	令和16年度	667	令和17年度	445	令和18年度
期 間	利子助成率																										
10年以内	年1.0%以内																										
年次別内訳																											
令和9年度	2,000																										
令和10年度	2,000																										
令和11年度	1,778																										
令和12年度	1,556																										
令和13年度	1,334																										
令和14年度	1,112																										
令和15年度	889																										
令和16年度	667																										
令和17年度	445																										
令和18年度	223																										
50 福岡事務所施設賃借	令和9年度 ～令和10年度	22,535																									
	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr><td>年次別内訳</td><td></td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td style="text-align: right;">11,757</td></tr> <tr><td>令和10年度</td><td style="text-align: right;">10,778</td></tr> </tbody> </table>	年次別内訳		令和9年度	11,757	令和10年度	10,778																				
年次別内訳																											
令和9年度	11,757																										
令和10年度	10,778																										
51 企業立地促進費補助	令和9年度 ～令和12年度	1,500,000																									
	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr><td>年次別内訳</td><td></td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td style="text-align: right;">300,000</td></tr> <tr><td>令和10年度</td><td style="text-align: right;">300,000</td></tr> <tr><td>令和11年度</td><td style="text-align: right;">300,000</td></tr> <tr><td>令和12年度</td><td style="text-align: right;">600,000</td></tr> </tbody> </table>	年次別内訳		令和9年度	300,000	令和10年度	300,000	令和11年度	300,000	令和12年度	600,000																
年次別内訳																											
令和9年度	300,000																										
令和10年度	300,000																										
令和11年度	300,000																										
令和12年度	600,000																										
52 産業展示場施設整備事業 益 城 町	令和9年度 ～令和10年度	1,535,223																									
	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr><td>年次別内訳</td><td></td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td style="text-align: right;">614,090</td></tr> <tr><td>令和10年度</td><td style="text-align: right;">921,133</td></tr> </tbody> </table>	年次別内訳		令和9年度	614,090	令和10年度	921,133																				
年次別内訳																											
令和9年度	614,090																										
令和10年度	921,133																										
53 道路改築事業 (国道266号上1号橋) 上 天 草 市	令和9年度 ～令和10年度	850,000																									
	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr><td>年次別内訳</td><td></td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td style="text-align: right;">750,000</td></tr> <tr><td>令和10年度</td><td style="text-align: right;">100,000</td></tr> </tbody> </table>	年次別内訳		令和9年度	750,000	令和10年度	100,000																				
年次別内訳																											
令和9年度	750,000																										
令和10年度	100,000																										
54 地域道路改築事業 (国道325号新菊池橋) 菊 池 市	令和9年度	830,000																									
55 地域道路改築事業 (国道389号下田南1号橋) 天 草 市	令和9年度 ～令和10年度	1,000,000																									
	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr><td>年次別内訳</td><td></td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td style="text-align: right;">600,000</td></tr> <tr><td>令和10年度</td><td style="text-align: right;">400,000</td></tr> </tbody> </table>	年次別内訳		令和9年度	600,000	令和10年度	400,000																				
年次別内訳																											
令和9年度	600,000																										
令和10年度	400,000																										

事 項	期 間	限 度 額
56 地域道路改築事業 (瀬田竜田線) 大 津 町	令和9年度	千円 30,000
57 セミコンテクノパーク周辺整備仮設事務所賃借	令和9年度 ～令和13年度	67,500
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度	15,000 15,000 15,000 15,000 7,500
58 周辺障害防止対策事業 (上鶴川砂防えん堤) 山 都 町	令和9年度	201,411
59 天草空港改修事業 天 草 市	令和9年度	141,359
60 街路事業費	令和9年度 ～令和11年度	1,300,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度	200,000 400,000 700,000
61 県民総合運動公園整備事業 熊 本 市	令和9年度	330,000
62 警察関係業務	令和9年度	1,847,299
63 県立高等学校学習用端末購入費補助	令和9年度	135,000
64 県立高等学校仮設校舎賃借	令和9年度 ～令和12年度	902,770
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	275,594 413,391 128,271 85,514
65 熊本高校整備事業 熊 本 市	令和9年度	28,000
66 熊本西高校空調・照明設備改修事業 熊 本 市	令和9年度	86,848
67 八代農業高校泉分校整備事業 八 代 市	令和9年度	202,200

事 項	期 間	限 度 額
68 八代東高校衛生設備改修事業 八 代 市	令和9年度	千円 89,441
69 玉名高校整備事業 玉 名 市	令和9年度	899,932
70 玉名工業高校整備事業 玉 名 市	令和9年度	14,000
71 鹿本高校体育館改修事業 山 鹿 市	令和9年度	133,801
72 県立学校施設長寿命化プラン策定業務	令和9年度	4,500
73 盲学校整備事業 熊 本 市	令和9年度	21,000
74 大津支援学校整備事業 大 津 町	令和9年度	14,000
75 県立あしきた青少年の家改修事業 芦 北 町	令和9年度	46,953
76 県立美術館分館改修事業 熊 本 市	令和9年度	330,191
77 県立美術館本館改修事業 熊 本 市	令和9年度	27,397
78 中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和9年度 ～令和28年度	2,511
	年次別内訳	
	令和9年度	218
	令和10年度	218
	令和11年度	218
	令和12年度	212
	令和13年度	199
	令和14年度	186
	令和15年度	173
	令和16年度	160
	令和17年度	148
	令和18年度	135
	令和19年度	122
	令和20年度	109
令和21年度	96	
令和22年度	84	
令和23年度	71	
令和24年度	58	
令和25年度	45	
令和26年度	32	
令和27年度	20	
令和28年度	7	

  

期 間	利子助成率
20年以内	年2.0%以内

事 項	期 間	限 度 額
79 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和8年度 ～令和18年度	千円 元金 1,175,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
80 県有施設等管理業務	令和9年度	575
81 情報処理関連業務	令和9年度 ～令和13年度	1,853,197
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度	1,598,056 225,535 11,402 10,402 7,802
82 事務機器等賃借	令和9年度 ～令和15年度	3,559,029
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度	821,800 684,206 683,612 675,797 557,637 130,923 5,054

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域公共交通 再構築事業費	千円 94,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
障がい者福祉施設 整備事業費	30,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
身体障害者 福祉センター 整備事業費	6,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
職業能力開発校 整備事業費	914,000			
上地改良 国庫補助事業費	2,656,000			
農地海岸保全 国庫補助事業費	359,000			
農地防災 国庫補助事業費	659,000			
湛水防除 国庫補助事業費	206,000			
造林 国庫補助事業費	43,000			
林道 国庫補助事業費	515,000			
治山 国庫補助事業費	2,588,000			
保安林整備 国庫補助事業費	162,000			
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	157,000			
漁港 国庫補助事業費	349,000			
漁港海岸保全 国庫補助事業費	54,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
U X イノベーションハブ 整備事業費	千円 195,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
観光施設整備 事業費	116,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
道路橋りょう 国庫補助事業費	6,045,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
道路維持 国庫補助事業費	2,676,000			
河川 国庫補助事業費	1,614,000			
砂防 国庫補助事業費	1,927,000			
河川海岸保全 国庫補助事業費	152,000			
港湾建設 国庫補助事業費	1,047,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
土地区画整理 事業費	784,000			
街路 国庫補助事業費	585,000			
都市公園整備 事業費	406,000			
公営住宅 建設事業費	381,000			
空港直轄事業 負担金	12,000			
土地改良直轄事業 負担金	1,101,000			
農地海岸直轄事業 負担金	580,000			
道路直轄事業 負担金	7,678,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川直轄事業 負担金	千円 3,875,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
砂防直轄事業 負担金	758,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
港湾直轄事業 負担金	1,138,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
耕地災害 過年度発生国庫 補助事業費	1,082,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直し	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
治山災害 現年度発生国庫 補助事業費	2,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見 直し後の利 率)	
治山災害 過年度発生国庫 補助事業費	254,000	合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
漁港災害 現年度発生国庫 補助事業費	6,000	り入れることがで きる。		
公共土木 現年度発生国庫 補助事業費	329,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額		
公共土木 過年度発生国庫 補助事業費	4,629,000	をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
教育施設 過年度発生国庫 補助事業費	87,000			
議会棟整備 事業費	57,000			
総合庁舎整備 事業費	256,000			
県庁舎整備 事業費	1,567,000			
県立劇場整備 事業費	3,438,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
博物館ネットワークセンター整備事業費	2,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、	年5.0%以内	据置期間を含め30年以内
地域公共交通確保維持改善費	238,000	会社、その他	(ただし、利率見直し	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等
パソコン関連施設整備事業費	15,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	方式で借り入れる資金	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ
防災施設整備事業費	12,000	(その他)	しを行った後において	
消防学校整備事業費	2,867,000	工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	は、当該見直し後の利率)	
総合相談所整備費	93,000			
児童福祉施設整備事業費	5,000			
清水が丘学園整備事業費	525,000	発行価格が額面金額を下回るとき		
被災者生活再建支援事業費	582,000	は、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。		
精神保健福祉センター整備事業費	43,000			
地下水観測施設整備事業費	10,000			
動物愛護施設整備事業費	134,000			
保健所整備事業費	4,000			
技術短期大学校整備事業費	30,000			
農業公園整備事業費	296,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業大・学校整備事業費	千円 64,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
農業試験研究機関整備事業費	78,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
畜産施設整備事業費	72,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
単県農業農村整備事業費	75,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
単県農地防災事業費	40,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをすること
単県林道整備事業費	28,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利	とができる。
単県治山事業費	53,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借	率)	
林業研究・研修センター整備事業費	60,000	り入れることがで きる。		
森林公園整備事業費	2,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
水産施設整備事業費	53,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
単県漁港整備事業費	12,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
水産研究センター整備事業費	71,000	ことができる。		
野外劇場整備事業費	3,000			
県有施設保全改修事業費	450,000			
電子入札システム整備事業費	113,000			
建設技術センター整備事業費	21,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単 県 道 路 整 備 費 事 業 費	千円 7,525,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
単 県 河 川 整 備 費 事 業 費	7,334,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
単 県 砂 防 整 備 費 事 業 費	1,570,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
単 県 河 川 海 岸 整 備 費 事 業 費	101,000	券発行 (他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
単 県 港 湾 整 備 費 事 業 費	657,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをすること
天 草 空 港 整 備 費 事 業 費	17,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利	とができる。
単 県 土 地 区 画 整 理 費 事 業 費	371,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借	率)	
単 県 街 路 整 備 費 事 業 費	83,000	り入れることがで きる。		
単 県 公 園 整 備 費 事 業 費	30,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
警 察 施 設 整 備 費 事 業 費	1,475,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
交 通 安 全 施 設 整 備 費 事 業 費	923,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
私 立 学 校 施 設 整 備 費 事 業 費	4,000	額を限度額とする ことができる。		
県 立 高 等 学 校 整 備 費 事 業 費	6,723,000			
県 立 大 学 整 備 費 事 業 費	203,000			
文 化 財 保 存 整 備 費 事 業 費	31,000			
社 会 教 育 施 設 整 備 費 事 業 費	180,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 県立美術館整備費 事業費 10,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内	
県営体育施設整備費 事業費 161,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等	
耕地復旧事業費 単年度発生費 380,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等	
山形県 治山復旧事業費 単年度発生費 23,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直し	ただし、県財政 の都合により、繰	
港 漁業復旧事業費 単年度発生費 2,000	発行を含む。) (その他) 工事その他の都	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをすること	
観光施設復旧事業費 単年度発生費 50,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	は、当該見 直し後の利率)		
公共土木復旧事業費 単年度発生費 275,000	降に繰り下げて借 り入れることがで			
警察施設復旧事業費 単年度発生費 14,000	きる。 発行価格が額面			
教育施設復旧事業費 単年度発生費 140,000	金額を下回るとき は、その発行差額			
調整債 2,942,000	をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。			



令和8年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

令和8年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ765,131千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 217
	1 一般会計繰入金	217
2 繰 越 金		6,852
	1 繰 越 金	6,852
3 諸 収 入		758,062
	1 貸付金元利収入	758,062
歳 入 合 計		765,131

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 11,023
	1 中小企業振興資金	11,023
2 公 債 費		748,366
	1 公 債 費	748,366
3 諸 支 出 金		5,742
	1 繰 出 金	5,742
歳 出 合 計		765,131

令和8年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和8年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,804千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰越金		22,264
	1 繰越金	22,264
2 諸収入		74,540
	1 貸付金元利収入	74,540
歳入合計		96,804

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 民生費		96,804
	1 母子父子寡婦福祉資金	96,804
歳出合計		96,804

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金等の貸付け	令和9年度 ～令和14年度	千円 378,114
	年次別内訳	
	令和9年度	63,019
	令和10年度	63,019
	令和11年度	63,019
	令和12年度	63,019
	令和13年度 令和14年度	63,019 63,019

令和8年度熊本県収入証紙特別会計予算

令和8年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,700,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,455,310
	1 証 紙 収 入	2,455,310
2 繰 越 金		244,690
	1 繰 越 金	244,690
歳 入 合 計		2,700,000

歳 出

款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 2,700,000
	1 繰 出 金	2,700,000
歳 出 合 計		2,700,000

令和8年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和8年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ363,159千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円
		180,904
	1 財 産 運 用 収 入	450
	2 財 産 売 払 収 入	180,454
2 繰 入 金		111,406
	1 一 般 会 計 繰 入 金	96,348
	2 基 金 繰 入 金	15,058
3 繰 越 金		70,849
	1 繰 越 金	70,849
歳 入 合 計		363,159

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 363,159
	1 高 等 学 校 費	363,159
歳 出 合 計		363,159

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和9年度 ～令和15年度	千円 2,782
	年次別内訳	
	令和9年度	428
	令和10年度	428
	令和11年度	428
	令和12年度	428
	令和13年度	428
	令和14年度	428
	令和15年度	214

令和8年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

令和8年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,643,933千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		963,250
	1 使用料	963,250
2 繰入金		1,357,685
	1 一般会計繰入金	1,357,685
3 諸収入		14,298
	1 雑収入	14,298
4 県債		1,308,700
	1 県債	1,308,700
歳 入 合 計		3,643,933

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		1,745,567
	1 港 湾 費	1,745,567
2 公 債 費		1,898,366
	1 公 債 費	1,898,366
歳 出 合 計		3,643,933

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備事業費	1,308,700	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

令和8年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

令和8年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,388,195千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		39,614
	1 財 産 運 用 収 入	39,614
2 繰 越 金		348,581
	1 繰 越 金	348,581
3 県 債		1,000,000
	1 県 債	1,000,000
歳 入 合 計		1,388,195

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		1,334,221
	1 港 湾 費	1,334,221
2 公 債 費		53,974
	1 公 債 費	53,974
歳 出 合 計		1,388,195

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
八代臨海工業用地 造成事業費	1,000,000	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

令和8年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

令和8年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,305,431千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		905,000
	1 財 産 売 払 収 入	905,000
2 繰 越 金		431
	1 繰 越 金	431
3 県 債		1,400,000
	1 県 債	1,400,000
歳 入 合 計		2,305,431

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,400,000
	1 道路橋りょう費	1,400,000
2 公 債 費		905,431
	1 公 債 費	905,431
歳 出 合 計		2,305,431

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
国直轄道路用地 先行取得事業費	1,400,000	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め15年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

令和8年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和8年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ476,555千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 1,477
	1 財 産 運 用 収 入	1,477
2 繰 越 金		16,496
	1 繰 越 金	16,496
3 諸 収 入		458,582
	1 貸付金元利収入	458,582
歳 入 合 計		476,555

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 476,555
	1 育 英 資 金	476,555
歳 出 合 計		476,555

令和8年度熊本県林業改善資金特別会計予算

令和8年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 701,979千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		1,249
	1 一般会計繰入金	1,249
2 繰 越 金		220,389
	1 繰 越 金	220,389
3 諸 収 入		480,341
	1 貸付金元利収入	331,091
	2 雑 入	149,250
歳 入 合 計		701,979

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 701,611
	1 林 業 改 善 資 金	701,611
2 諸 支 出 金		368
	1 繰 出 金	368
歳 出 合 計		701,979

令和8年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和8年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 155,822千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		115,840
	1 繰 越 金	115,840
2 諸 収 入		39,982
	1 貸付金元利収入	39,982
歳 入 合 計		155,822

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		155,822
	1 沿岸漁業改善資金	155,822
歳 出 合 計		155,822

令和8年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

令和8年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 361,594千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰越金		29,824
	1 繰越金	29,824
2 諸収入		331,770
	1 貸付金元利収入	331,770
歳入合計		361,594

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		300,094
	1 市町村振興資金	300,094
2 諸支出金		61,500
	1 繰出金	61,500
歳出合計		361,594

## 令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

令和8年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,423,529千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

## (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		円
1 財 産 収 入		32,550
	1 財 産 運 用 収 入	32,550
2 繰 入 金		617,541
	1 一 般 会 計 繰 入 金	617,541
3 繰 越 金		67,438
	1 繰 越 金	67,438
4 県 債		2,706,000
	1 県 債	2,706,000
歳 入 合 計		3,423,529

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 3,352,522
	1 工 鉱 業 費	3,352,522
2 公 債 費		51,700
	1 公 債 費	51,700
3 諸 支 出 金		19,307
	1 繰 出 金	19,307
歳 出 合 計		3,423,529

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
新規工業団地造成事業 八 代 市	令和9年度	千円 1,248,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>用地造成事業費</p>	<p>2,706,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

令和8年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算  
令和8年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算は、  
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,067,985千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に  
よる。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすこ  
とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2  
表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 チ ッ ソ 貸 付 費		107,322
	1 諸 収 入	107,322
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		23,716
	1 繰 入 金	23,716
3 支 援 措 置 費		1,180,483
	1 国 庫 支 出 金	429,285
	2 繰 入 金	645,198
	3 県 債	106,000
4 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		2,067,985

歳 出		
款	項	金 額
1 チ ッ ソ 貸 付 費		千円 536,607
	1 公 債 費	536,607
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		23,716
	1 公 債 費	23,716
3 支 援 措 置 費		751,198
	1 環 境 費	106,000
	2 公 債 費	645,198
4 一 時 金 支 払 関 係 支 援 費		756,464
	1 公 債 費	756,464
歳 出 合 計		2,067,985

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円  106,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

令和8年度熊本県公債管理特別会計予算

令和8年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,838,079千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		728,756
	1 財 産 運 用 収 入	728,756
2 繰 入 金		67,926,723
	1 一 般 会 計 繰 入 金	45,889,723
	2 基 金 繰 入 金	22,037,000
3 県 債		58,182,600
	1 県 債	58,182,600
歳 入 合 計		126,838,079

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 126,838,079
	1 公 債 費	126,838,079
歳 出 合 計		126,838,079

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	58,182,600	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

令和8年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,825,784千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		46,217,980
	1 負担金	46,217,980
2 国庫支出金		50,797,808
	1 国庫負担金	31,913,447
	2 国庫補助金	18,884,361
3 財産収入		131,931
	1 財産運用収入	131,931
4 繰入金		10,241,608
	1 一般会計繰入金	9,941,608
	2 基金繰入金	300,000
5 諸収入		66,436,457
	1 雑収入	66,436,457
歳 入 合 計		173,825,784

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 民 生 費		173,649,694
	1 社 会 福 祉 費	173,649,694
2 衛 生 費		176,090
	1 公 衆 衛 生 費	176,090
歳 出 合 計		173,825,784

令和8年度熊本県下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本県下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 関連市町村数	11市町村
(2) 年間総処理水量	33,264,196 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	91,135 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ 熊本北部流域下水道建設事業	936,500千円
ロ 球磨川上流流域下水道建設事業	446,500千円
ハ 八代北部流域下水道建設事業	268,500千円
ニ 特定公共下水道建設事業	1,305,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益			3,570,902千円
第1項 営業収益			2,165,886千円
第2項 営業外収益			1,405,016千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用			3,439,661千円
第1項 営業費用			3,340,403千円
第2項 営業外費用			99,258千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額901,287千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,379千円、過年度分損益勘定留保資金436,908千円及び繰越工事資金435,000千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			2,630,525千円
第1項 企業債			975,580千円
第2項 他会計補助金			10,604千円
第3項 他会計借入金			14,385千円
第4項 補助金			1,258,750千円
第5項 負担金			362,345千円
第6項 長期貸付金償還金			8,861千円
	支	出	
第1款 資本的支出			3,531,812千円
第1項 建設改良費			3,051,946千円
第2項 企業債償還金			471,005千円
第3項 他会計借入金償還金			8,861千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道建設事業 (遠方監視設備等改築工事等) 熊 本 市	令和9年度 ～令和10年度	千円 3,328,500
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	1,836,750 1,491,750
球磨川上流流域下水道建設事業 (遠方監視設備改築更新工事等) 錦 町	令和9年度 ～令和10年度	1,397,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	746,000 651,000
八代北部流域下水道建設事業 (遠方監視設備機能増設・改修 工事等) 八 代 市	令和9年度 ～令和10年度	3,227,000
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	1,413,000 1,814,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	208,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。
球磨川上流流域 下水道事業費	99,000	(その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができ る。		
八代北部流域 下水道事業費	54,000	発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。		
特定公共下水道 事業費	613,000			
借換債	1,580			
計	975,580			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 下水道事業費用

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

75,366千円

令和8年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 151,293,000kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	3,930,842千円
第1項 営業収益	3,885,500千円
第2項 営業外収益	45,342千円

支 出

第1款 事業費	2,577,715千円
第1項 営業費用	2,190,665千円
第2項 営業外費用	347,050千円
第3項 予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,492,718千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,852千円、過年度分損益勘定留保資金1,941,866千円及び地域振興積立金500,000千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	0千円
-----------	-----

支 出

第1款 資本的支出	2,492,718千円
第1項 建設改良費	509,376千円
第2項 投 資	500,000千円
第3項 企業債償還金	933,342千円
第4項 他会計への繰出金	500,000千円
第5項 予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和9年度 ～令和10年度	千円 284,675
	年次別内訳	
	令和9年度	144,675
令和10年度	140,000	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事 業 費

第1項 営 業 費 用

第2項 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

493,865千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和8年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	37箇所
(2) 年間総給水量	9,732,725 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	26,665 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	1,162,385千円
第1項 営業収益	763,847千円
第2項 営業外収益	398,538千円

支 出

第1款 事業費	1,284,647千円
第1項 営業費用	1,237,869千円
第2項 営業外費用	36,778千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額62,498千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,670千円及び過年度分損益勘定留保資金25,828千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	566,640千円
第1項 企業債	378,000千円
第2項 長期借入金	96,412千円
第3項 補助金	82,851千円
第4項 会計内返還金	7,749千円
第5項 雑収入	1,628千円

支 出

第1款 資本的支出	629,138千円
第1項 建設改良費	388,372千円
第2項 企業債償還金	218,017千円
第3項 長期借入金償還金	7,749千円
第4項 予備費	15,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新規工業用水道事業関係業務	令和9年度 ～令和11年度	千円 14,242,316
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度	3,476,073 8,880,843 1,885,400

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	千円 156,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。
新規工業用 水道事業	222,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

103,166千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、136,880千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和8年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数	335台
(2) 年間総駐車台数	214,000台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			118,822千円
第1項 営業収益			111,240千円
第2項 営業外収益			7,582千円
	支	出	
第1款 事業費			29,068千円
第1項 営業費用			28,012千円
第2項 営業外費用			56千円
第3項 予備費			1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,707千円は、過年度分損益勘定留保資金707千円及び地域振興積立金50,000千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			50,707千円
第1項 他会計への繰出金			50,000千円
第2項 企業債償還金 (一時借入金)			707千円

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

  第1款 事業費

    第1項 営業費用

    第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,235千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和8年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入        院	33,580人
外        来	21,690人
(3) 一日平均患者数	
入        院	92人
外        来	90人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収        入	
第1款 病院事業収益		1,704,475千円
第1項 医業収益		700,198千円
第2項 医業外収益		1,004,277千円
	支        出	
第1款 病院事業費用		1,703,417千円
第1項 医業費用		1,693,451千円
第2項 医業外費用		9,466千円
第3項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額360,866千円は、当年度分損益勘定留保資金112,461千円及び減債積立金248,405千円で補てんするものとする。）。

	収        入	
第1款 資本的収入		45,000千円
第1項 企業債		45,000千円
	支        出	
第1款 資本的支出		405,866千円
第1項 建設改良費		47,634千円
第2項 企業債償還金		353,232千円
第3項 予備費		5,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 利益積立金のうち248,405千円を減債積立金に目的外使用する。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業設備等 更新事業	45,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,045,651千円

(2) 交 際 費 50千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。